専門研究員の気ままなコラム

まちづくりセンターで、区民のみなさんのみどりづくり、まちづくりのお手伝いをしています。ご質問等がありましたら、せひお寄せください

みどり

練馬の赤とんぼといえばこのトンボ
～ 秋　茜 ～

秋のまちにかかせないトンボさん。この季節には、キの字に連なったカップルがたくさん飛んでいるはずです。その大部分がアキアカネという種類。

初夏の頃に羽化し、夏は避暑地に行って、秋には三々五々帰ってくるので目につきます。秋の赤とんぼといえばこのアキアカネ、といってよい代表的な赤とんぼですね。ただし、真っ赤になるのは♂のおなかだけ。いっぽう、夏も近所の雑木林などで過ごす赤とんぼにはナツアカネがあり、こちらは東京23区では希少な種に指定(一九九七)されています。これは、秋になると♂は顔まで赤く染まる正直者で、私のよう。

岩崎哲也
専門研究員
(みどり担当)

まちづくり

まちづくりの「ち」②
・・まちのいろいろな人に知ってもらう

まちづくり活動は、地域の多様な人と関係を作ることで、充実していきます。活動を知ってもらう方法を考えてみましょう。

①誰に何を知ってもらいたいかを考える

●まずは、活動自体・その内容を幅広く地域の人に伝えたい

●一緒に活動をしてくれる興味のある人を見つけたい

●まちづくりを考える上で欠かせない人たちと話をしたい

②伝える手段を考える

●ニュースレターやリーフレットの配布：配布方法・場所、デザイン（紙や文字の大きさ）、情報の量・種類など対象に合わせた検討が必要です。また、配布方法は、範囲が狭い場合、戸別配布が効果的ですし、お店や地域施設などに配置すれば、関心のある人の目に触れるかも知れません。

●ポスターの掲示：商店街、町の掲示板、地域施設など多くの人の目に触れる効果的な場所を発見し、掲示依頼をしてもよいでしょう。

●人が集まるイベント等への出展：地域のお祭りなどに参加し、地域の人と直接話しをすることは、多くの人に活動を理解してもらいやすいです。

●会合への参加やインタビュー：対象グループがある場合には、会合への参加やメンバーへのインタビューをお願いし、活動説明、意見交換を行うことを通して、共通理解が深まります。

ちなみに、センターでは白黒の大量印刷が可能な印刷機や紙折機をお貸ししておりますのでご活用ください。

杉崎和久
専門研究員
(まちづくり担当)

第1回 まちづくり活動リレー

前号に引き続き、今年6月に行われましたまちづくり交流会「WAメッセ」の参加団体からまちづくり活動をしている人々を紹介します。

今回は▶▶▶NPO法人匠リニューアル技術支援協会

あなたの家はだいじょうぶ？！
～消費者の視点から～

あなたの住居を改修する時期は迫っていませんか？いざ改修する時になったらあなたは何から始めますか？「マンションの修繕工事で一回目を失敗された方から相談を受けることが多い」と話すのは、修繕工事・管理専門のアドバイザー団体のアドバイザー団体、NPO法人匠リニューアル技術支援協会の小野瀬福彦さん。

消費者の保護と技術者の教育を2つの柱にして平成13年から活動を開始。マンションの修繕工事・管理のアドバイスを居住者に伝えたり、技術者を対象に「匠塾」という研修会を開くなどの活動を行っています。練馬区を本部としており、現在会員は35名。建築士や大学教授、マンション管理士、専門工事業者…など多方面の分野のエキスパートがボランティアで活動しています。

多くの工事会社がある中、消費者の賢さを育てることが必要であり、「積極的に勉強するようになってほしい」。そして今後は特に、「技術者を育てたい！それが子育てにつながり、まちづくりに貢献し、ネットワークの構築をして参りたいと思います。」と話す小野瀬さんでした。

取材・記事
有明工業高等専門学校
建築学専攻　中島　宏典　君

消費者の目線に立って、得意分野でお手伝いをするというスタンスはとてもすばらしいと思いました。改修のことも勉強して、家も長持ちさせるために相談されてみてはいかがでしょうか。

マンション居住者支援
電話無料相談のお知らせ

概要：マンションの管理運営並びに修繕工事に関する相談等
受付日：月曜日～金曜日
（午前10時～午後4時）
対象：マンション管理組合、居住者
問合せ：(東京) TEL (5987) 4688
(埼玉) TEL 048 (683) 2361
事務局：小野瀬

まちづくりセンターにインターン学生がやってきた！

まちづくりと一言で言っても、各団体によってこれだけ様々な目標・手段があることに驚きました。身近な場所、身近なことから取り組むことが大切ですね。

公開審査会スタッフ
東京大学　工学部都市工学科
金谷　慎吾　君

区民の皆さんが提案するまちづくり活動の助成はじまる！

9月3日（日）練馬区立勤労福祉会館にてまちづくり活動の助成事業の公開審査会が開催され、11のまちづくり活動団体に助成が決定しました！

練馬まちづくりセンターからのお知らせ

畑だった土地にマンションが建つことになったら・・・

まちづくり条例に基づく
大規模建築物に係る専門家（アドバイザー）派遣制度がスタート！

この制度は**大規模建築物が計画された周辺の住民の方もしくは計画した事業者の方**が、住民説明会ののちにお互いの話しあいの論点や問題点を整理するため、**専門家（アドバイザー）をまじえて話しあいを行う制度**です。専門家は単なる反対や説得のための議論ではなく、紛争の防止やその区域の調和あるまちづくりに資するために必要な意見をアドバイスするために派遣されます。

―練馬区まちづくり条例に関する問合せ―
都市計画課　都市計画主査

―大規模建築物等に関する問合せ―
・延べ面積3000㎡以上かつ高さ15m以上の建築物
・床面積1,000㎡以上の葬祭場の建築
建築調整課　まちづくり調整主査

―集客施設等に関する問合せ―
・床面積1,000㎡以上の集客施設の建築
・床面積500㎡以上の深夜営業集客施設の建築
経済課　庶務係

練馬区役所
TEL (3993) 1111 (代)

―専門家派遣制度に関する問合せ―　練馬まちづくりセンター　TEL (3993) 5451［直通］

10月2日（月）スタート！！

まちづくりに関する図書の貸出をはじめました

まちづくりセンターの情報コーナーにある図書の貸出をはじめました！スペースは広くありませんが、まちづくりやみどりに関するさまざまな本があります。あなたのまちづくり活動にぜひご活用ください！

センター窓口で登録のうえ、ご利用ください

場所　区役所東庁舎6階練馬まちづくりセンター
対象者　練馬区内在住、在学、または在勤の方
貸出期間・冊数　3週間以内、3冊まで
持参するもの　住所を確認できるもの
(健康保険証、運転免許証、生徒手帳など)
蔵書数　まちづくりやみどりに関する図書
約400冊

―お問合せ―
練馬まちづくりセンター
TEL (3993) 5451［直通］

「こども」とともに「まち」とともに・・・育ってゆく「公園」に密着！！

特集　となりの公園10のなぞ

中級編
―公園のつくりかた育てかた―

Q6 公園をつくるとき、子ども達の意見を取り入れることはできる？！

こたえ　意見交換会に参加し、提案することができます。また今ある公園に置いてほしい遊具の要望をきいて検討します！

こんな声が届いています！
こんな公園にしたいなぁ～
・バナナすべり台にバナナぶらんこ、バナナシーソーがある「バナナ公園」
（意見交換会にいただいた意見）
・花だんをつくり、花を植えてきれいにしたい！
（小学校総合学習での意見）

こんなふうに公園はつくられます
基本計画　夏でも来たくなる公園がいいな
基本設計　水辺空間を作ろう！
実施設計　どれくらいのお金がかかるかな
施工・管理　さあつくろう！さあ遊ぼう！

北町の都営住宅跡地の公園づくりでは現地見学、まちなかインタビュー、公園のレイアウトまで地域の人が区やコンサルタントとともに計画案をつくりました。読書コーナーやロックガーデンなど住民ならではのアイディアがひろがりました。

Q7 この公園、いつも誰がきれいにしてくれているの?!

こたえ　上久保児童遊園運営委員会の皆さんです！公園の管理は、業者に委託する場合と住民組織に委託している場合とがあります。

―上久保児童遊園利用者からの声です！

公園管理は区が①業者に委託している場合と②「住民自主管理」や「自主管理花壇」、「運営委員会」の住民組織に委託している場合があります。近隣住民の方々がグループを作り日々のごみ拾い、夏には草むしり、秋は落ち葉を掃き集め、多くの方が気持ちよく利用できるようにしてくれています！

私達が子育てをしていたときに公園の掃除をしてくれていた人達のように、私達もやっていきたいと思いました。そのように世代交代をして、ずっと楽しくきれいな公園を守っていきたいと感じています。

上久保児童遊園運営委員会の皆さん
月3回9人の会員さんが3班に分けて公園のお掃除をしてくれています。砂場はもうフカフカ！！
公園で偶然お会いし、取材させていただきました！

Q8 遊具の安全点検やペンキ塗り、木のせん定はどれくらいやっているの？

こたえ　公園の安全点検は月に一回、遊具等の塗装は6年に一回、せん定は3年～5年に一度（支障があればその都度）のペースでおこなっています。

公園の落ち葉はどうしているの？！

公園の落ち葉は清掃をしている業者が集めて、区内の農家にあげています。そして畑のたい肥へと生まれ変わるのです！！

まちの人が「憩いの森」の落ち葉をたい肥にしてみんなで草花を育てている場所もあります。

上級編
―公園がある意味―

Q9 なぜ公園があるの??

こたえ　現在の公園制度の出発点は、明治6年（1873年）の太政官布達第16号にあります。太政官とは当時の国の最高機関であり、ここで景勝地や名所など人々が集まる場所で官有地あるいはそれに類するものを“公園”として整備すべきことを定めました。この背景には、明治新政府の視察団等による欧米諸国の公園のイメージがあったのです。

しかし江戸時代にも、景勝地や名所、名園だけでなく、身近なオープンスペースやみどりが重要視されていました。その多くは「明地」とよばれ、火除地や広小路、植溜、会所地など様々あり、緊急時には延焼防止や避難地として、日常時にはコミュニケーションや商いの場として利用されていました。こうした機能も、日本の公園制度に受け継がれたのです。

そして、現代の公園は下記のようにたくさんの重要な役割を持っています。

―公園の役割―
ヒートアイランドの緩和、延焼防止、爆発等の緩衝、震災時の避難地、洪水調節、災害危険地の保護、防風、防塵、大気汚染防止、騒音・振動の吸収、心理的安定効果、都市景観の向上、無秩序な市街地拡大の防止、郷土意識の涵養、観光、心身の健康、子どもの健全な育成、スポーツ、教養・文化活動等の余暇活動、地域のコミュニティ活動の場など

Q10 これから公園は・・・?!

こたえ　今、公園でも環境問題や少子高齢化、安全・安心への対応、個性ある地域づくりや協働・参画の場としての役割が特に求められています。公園に使用される製品や材料にもリサイクル品が多く使われるようになり、遊具に重点をおいた子ども中心の公園づくりから大人が利用できる公園へと変化しつつあります。また、地域活動の場としても様々な展開がはじまっています。

今後は、こうした現在の役割に加え、大震災への備えやいのちの尊厳に対する危機感から、江戸の町にあった本来の意味での防災機能や身近にいのちを感じられる場としての役割がさらに重要になると考えられています。

（仮称）練馬区立北町ふれあい公園
イメージ図
まちの防災性の向上を図るために、防火水槽、かまどベンチ、マンホール式トイレを設置する計画になっています